

第 226 回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和 8 年 6 月 1 日（月）午後 1 時 30 分～午後 3 時
- ・開催場所：県庁議会増築棟 3 階 第 1 特別会議室
- ・出席委員：池森 梢委員、大上俊之委員、酒井美月委員、高瀬達夫委員、細田理栄子委員、田川賀子委員、藤井志織委員、宮入賢一郎委員、有田智一委員、柳町晴美委員、宮下克彦委員、下出謙介委員
橋本雅道委員代理（関東地方整備局長野国道事務所所長 川邊知久）
菅家秀人委員代理（関東農政局農村振興部農村計画課長 野中泰史）
- ・欠席委員：小川修一委員

1 開会

（事務局：都市・まちづくり課 馬場企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

ただいまから第 226 回長野県都市計画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中御出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします、都市・まちづくり課の馬場浩司と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

はじめに、前回審議会以降、委員の委嘱がございましたので、御報告申し上げます。

「当日配布資料」1 ページをご覧ください。市町村長を代表するお立場として、千曲市長の小川 修一様が就任されました。また、長野県議会議員のお立場として、宮下 克彦様が就任されました。

次に、委員の出席状況について御報告いたします。現在御出席いただいております委員は、14 名でございます。委員総数 15 名の半数以上ですので、長野県附属機関条例第 6 条第 3 項の規定により、本審議会は成立いたしました。なお、小川 修一委員からは欠席の旨、あらかじめ御連絡いただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様事前に郵送しました資料は、3 種類でございます。確認をお願いいたします。まず、会議次第が 1 枚、調査審議資料集が 1 部、その他資料集が 1 部の 3 種類を事前に郵送しております。また、本日お配りしました資料として、当日配布資料が 1 部、A 3 の平面図が 1 部でございます。資料の確認につきましては、以上でございます。不足などございましたら、事務局までお申し付けください。

次に、委員の皆様のお手元に設置してありますタブレットについて御説明いたします。タブレットには、前方スクリーンと同じ資料をお示ししております。説明者の操作と連動して画面が切り替わりますので、皆様に操作をしていただく必要はございません。なお、画面に指が触れてしまった場合、説明中の画面が右下に小さく表示されます。再度その小さい画面をタッチしていただきますと説明中の画面に戻ります。御使用中に御不明な点がございましたら、後方の事務局にお知らせください。

次に、代理出席の方について御報告申し上げます。

国土交通省関東地方整備局長 橋本 雅道様の代理で、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長 川邊 知久様でございます。

(関東地方整備局長野国道事務所 川邊所長)
長野国道事務所の川邊です。よろしくお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 馬場企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)
次に、農林水産省関東農政局長 菅家 秀人様の代理で農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課長 野中 泰史様でございます。

(関東農政局農村振興部農村計画課 野中課長)
野中と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 馬場企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)
最後に、会議の運営上のお願いを申し上げます。会場内の委員の皆様が発言を希望される際は、事務局がマイクをお持ちしますので、マイクを通して御発言くださるようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。長野県附属機関条例第6条の規定により「会長が議長となる」とされておりますので、有田会長に議長をお願いいたします。

2 議事

(1) 議事録署名委員の指名

(有田議長)
有田でございます。それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。皆様方の御協力をいただきまして、審議を慎重かつ効率的に進めさせていただきたいと思えます。本日、気温も高くなっておりますので、上着を脱いでいただいてよろしいかと存じます。よろしくお願いいたします。

はじめに、議長として議事録署名委員を指名させていただきます。田川 賀子委員、藤井 志織委員をお願いいたします。次に事務報告を求めます。事務局から報告をお願いいたします。

(2) 事務報告

(事務局：都市・まちづくり課 都市計画係 塩川担当係長)
はい。事務報告をさせていただきます。私は都市まちづくり課の塩川直と申します。よろしくお願いいたします。本日は傍聴者がまだおりませんが、傍聴者がありましたら受付にて住所・氏名を確認し、傍聴上の留意事項を説明して、あらかじめ静粛な傍聴をお願いしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、前回審議会の議決事項の処理状況について、事務報告を申し上げます。お配りしております当日配布資料の5ページをご覧ください。令和7年9月4日に開催しました第225回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてですが、議第1号につきまして、記載のとおり告示となっております。以上で事務報告を終わります。

(有田議長)

ただいまの事務報告に対して質疑等、ございますか。よろしいでしょうか。それでは事務報告は終了とさせていただきます。

(3) 調査審議

調査審議第1号 佐久都市計画道路1・4・1号 南牧佐久線の環境影響評価及び都市計画手続の進捗状況について

これより調査審議に入ります。本日の調査審議案件は3件でございます。長野県から付議のありました調査審議第1号「佐久都市計画道路1・4・1号 南牧佐久線の環境影響評価及び都市計画手続の進捗状況について」、説明をお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 阿部課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい。建設部都市まちづくり課の阿部仁志と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私から審議事項1につきまして御説明の方させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、2ページの目次をご覧くださいと思うんですけれども、本件ですけれども、令和元年から継続して報告あるいは審議をいただいているという案件でございますけれども、時間が経ってますので振り返りのですね、改めまして、(1)から(4)の経過等を御説明させていただきまして、今回新たな項目といたしまして、(5)の環境影響評価の準備書、(6)の都市計画案及び環境影響評価準備書の公告縦覧及び説明会の状況、(7)の今後の手続きの中で御説明しまして、最後に、本日お手元にお配りしたA3の平面図で都市計画案を御説明する流れというかたちで20分ほどお時間いただきたいと思います。

それでは、3ページですけれども、過去の審議会の資料についてはですね、右上にその旨記載してますので併せてご覧くださいと思います。環境影響評価と都市計画の関係でございます。ご存知の内容ですけれども、環境影響評価につきましては、大規模開発事業など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとするものが環境に与える影響について調査・予測評価を行い、環境保全のための措置を検討して環境に配慮した事業とするための補正となります。手続きの流れといたしましては、左下のカラフルなフロー図に示しておりますけれども、まず、事業の検討段階において、環境保全の配慮事項を示した配慮書を、次に環境影響評価の方法を示した方法書の手続きを行いまして、調査予測評価と環境保全対策の検討結果の考え方を示した準備書の手続きを経まして、最終的に評価書を作成して、報告書の手続きを経て、事業を実施するかたちとなってございます。対象事業を右の表に示してございます。本件につきましては、中部横断自動車道ということで、高速自動車国道に当たるため第1種事業に該当し環境影響評価の手続きが必要になるというところでございます。

4ページですけれども、環境影響評価法に基づく都市計画の特例について、でございます。対象事業が都市施設として都市計画に定める場合の特例といたしまして、都市計画決

定を行う都道府県知事が事業者に代わり環境影響評価の手続きを行う、といったことが環境影響評価の評価法に定められています。都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価手続きを行う理由でございますけれども、中段以下にお示しのとおり、環境影響評価に得られた情報を都市計画の内容の検討に生かせる仕組みとなる、ということになります。また、環境影響評価と都市計画決定の手続きを併せて行う理由といたしましては、公告・縦覧や意見の提出といった類似した手続きが設けられているということなどが示されてございます。

5 ページですけれども、都市計画特例の具体的な内容をお示ししてございます。準備書の公告・縦覧と都市計画案の公告・縦覧を併せて行うこと、意見書は内容が不明なものは準備書に対する意見書と都市計画の案に対する意見書の総合とみなすこと、評価書を都道府県都市計画審議会に付議することなどが挙げられます。今回は、この都市計画の特例に基づきまして都市計画決定権者である長野県が事業予定者である国土交通省関東地方整備局にかわって環境影響評価の手続きを行うものになるものでございます。

6 ページでございますけれども、環境影響評価と都市計画の手続きの大まかなフローでございます。現在ですけれども、下の方に現在示しておるところで、環境影響評価の準備書と都市計画の案を今年2月に公告・縦覧し、意見を受け付けた段階となります。ここに記載、ちょっとございませんけれども、環境サイドでは、この準備書に対しまして長野県環境影響評価技術委員会による審議を継続して重ねております。都市計画審議会でも、本日含めて複数回にわたって調査審議をいただいて、最終的には評価書が都市計画審議会に付議されて、都市計画決定に至る、という流れでございます。

7 ページでございます。ここからは中部横断自動車道の経過と概要でございます。中部横断自動車道につきましては、静岡県静岡市を起点といたしまして、長野県小諸市を結ぶ全体延長 132 km 高規格幹線道路で、左の位置図の赤丸で示した、(仮称)長坂ジャンクションから八千穂高原インター間の約 40 km が唯一の未整備区間となっております。このうち長野県内の区間は、右の図に示す、山梨県境から八千穂高原インターまでの間となります。右下に記載されます、これまでの経過ですけれども、平成 22 年から事業予定者である国土交通省関東地方整備局が地域の意見を聞きながら計画段階評価の手続きを実施しまして、平成 27 年 4 月に 3 km のルート帯が決定されました。その後、長野県区間に係る計画調整会議が設置されまして、平成 30 年 7 月の会議において、1 km ルート帯及びインターチェンジの概略位置が決定されてございます。この 1 km ルート帯の決定を受けまして、長野県として都市計画に位置づける方針を決定しまして、都市計画決定権者である長野県と山梨県がそれぞれ事業予定者に代わりまして、環境影響評価法以降の手続きを都市計画の手続きと併せて行っております。また、1 km ルート帯が示されて以降は、事業予定者においてルートの検討が行われまして、令和 5 年 7 月には事業予定者からルート計画案が長野県に送付されたというところでございます。

8 ページでございますけれども、都市計画決定の方針の振り返りでございますけれども、中部横断自動車道ですけれども、日本海や太平洋の臨海地域と長野・山梨両県の連携・交流を促進するとともに、災害時の代替路や広域支援の機能を確保し、観光や高原野菜など高付加価値資源の流通を支える重要な道路で、国土の骨格を形成する高速自動車道の一端を担う根幹的な施設である、ということでございます。このことから、都市計画区域外も

含めた一帯の施設として都市計画に位置づけていくことが必要ということでこれまでも御説明しているところです。

9 ページをご覧ください。佐久地域の都市計画区域を整理した図になります。中部横断自動車道の県内区間につきましては、図面の方にお示しのとおり、小諸市、佐久市、佐久穂町、小海町、南牧村を通過する道路となりまして、供用済みの八千穂高原から佐久小諸ジャンクション区間は、既に佐久都市計画道路と、一部小諸都市計画道路として、決定がされているところでございます。今回の決定区間につきましては、先ほどもお話ありましたけれども、山梨県境から八千穂高原インターを佐久都市計画道路として位置づける方針としておるところです。また、参考までですけれども、山梨県側においても、長野県側と同様に韮崎都市計画にて長坂ジャンクションから県境までを都市計画道路として決定するよう、並行して手続きが進められているところでございます。

10 ページでございすけれども、都市計画審議会の結果の振り返りでございす。冒頭申し上げたように、第 202 回の令和元年以降、手続きの進捗にあわせまして、報告等を重ねさせていただいております。本日 226 回の調査審議に至るまで、慎重に手続きを進めまして、慎重審議いただいているというところでございす。

11 ページでございす。ここからが新たにお示しする内容ということでお願いできればと思います。環境影響評価準備書の評価結果でございす。こちらの資料につきましては、過日、5 月 21 日に開かれました長野県環境影響評価技術委員会にお示しをしたものでございまして、準備書で評価した 16 項目の環境影響予測と保全措置などを取りまとめたものでございす。現在この内容につきましては、この都市計画手続きと並行するかたちで、環境サイドの委員会で審議を継続しているということで、資料の詳細説明については割愛の方させていただきますけれども、一点、大気質を例にとって御説明したいと思います。

12 ページをご覧ください。建設機械の稼働にかかる二酸化窒素でございすけれども、ウに記載のとおり、予測地点の方法といたしまして、8 か所の予測評価を実施し、予測評価結果として二酸化窒素は 8 か所のうち 3 か所で建設機械の寄与濃度の参考値を超過しているというところでございす。この予測評価結果に対しまして、環境保全措置として、排ガス対策型建設機械の採用ですとか、仮囲いの設置を実施することによって、全ての予測地点において参考値以下になるといった予測をし、環境影響は回避または低減されている、という評価となつてございす。予測に対し、16 項目あると申し上げましたけれども、予測に対して基準を超過した項目につきましては、16 のうち大気質と騒音の 2 項目となつて、それぞれ環境保全措置を行うと、そのようなかたちになつてございす。

説明の方を割愛していきますが、ちょっと資料の方、飛んでいきます。76 ページまでお願いします。これら 16 項目の総合評価として取りまとめたものでございす。3 つ目のポツで全て網羅してますけれども、計画路線にかかる環境の保全について適正な配慮がなされていると評価する、というところでありますけれども、先ほど申し上げたとおり、現在、長野県環境影響評価技術委員会で審議中となっているというところで御承知をお願いします。

77 ページでございす。都市計画案及び環境影響評価準備書の公告・縦覧及び説明会の状況でございす。令和 8 年 2 月 2 日から 3 月 2 日に都市計画案及び環境影響評価準備書の公告・縦覧を実施しまして、地域住民等の理解を深めるための説明会を 2 月に開催して

ございます。説明会につきましては、延べ4回実施しまして150名程度の参加がございました。また、公告・縦覧に対する意見書の提出が合計で13件ございまして、現在その概要と見解について整理を進めているというところでございます。

78ページの今後の手続きの予定でございます。現在、右側の赤破線のところまで手続きの方、進んでまして、今後、意見の概要及び見解の送付、案に対する市町村意見、準備書に対する知事意見を聴取いたしまして、並行して、環境の委員会も審議が進められますけれども、これらの意見を踏まえて検討した環境影響評価書及び都市計画案につきまして、都市計画審議会に付議して都市計画を決定していく、といった流れになってございます。

79ページですけれども、中部横断自動車道は、非常に大規模な事業というところで、これまでも丁寧な説明等をし、今この審議会でも御意見いただいているところでございます。そういった観点から、都市計画審議会委員の皆様の現地調査の実施も望ましいものと考えまして、年内の調査実施を提案させていただきたいと存じます。

資料1につきましては以上でございまして、続きまして資料2をお願いいたします。ここからは、都市計画道路について、縦覧資料を基に、計画諸元やルート、構造について説明をいたします。こちらに示しているものですが、都市計画案の総括図というかたちになります。今回決定する区間につきましては、1枚目から2枚目にお示しをしておりますけれども、まず1枚目の左側ですが、山梨県境とありまして、こちらが起点ということでございます。終点は供用済みの八千穂高原と、3枚目になりますけれども、そちらになります。この間、約28kmの自動車専用道路でございます。インターチェンジですが、山梨県側、左側ですが、1枚目に記載のとおり、仮称の野辺山インターと海ノロインター、で2枚目に行きまして、仮称の小海インターと、3か所のインターチェンジを計画されているというところでございます。

4枚目の計画諸元でございますけれども、車線数につきましては4車線ということで、設計速度は毎時80km/h、標準幅員につきましては20.5m、構造としては、地下式、かさ上げ式等々でございます。また、下の図にお示ししているとおり、都市計画の決定幅につきましては、道路の幅員でございます。また、道路の詳細構造につきましては、事業着手後に設計を実施するというかたちになってございます。

続きまして資料3でございます。お手元にも紙の方、お配りしてございますけれども、都市計画案の平面図で、1番から17番というところでございます。左側が起点の山梨県境ということでございます。右側が長野県側。まず1枚目のページをご覧くださいますと、ちょっと見づらいかもしれないんですが、赤の着色部分が今回の決定範囲というようなかたちになってまして、その上に引き出し線で、緑色でかさ上げ式とか地下式とか、そういった文字が記載されてますが、こちらがそれぞれの構造を示しているというかたちになります。今回決定区間の全般的な構造といたしましては、地下式、トンネルですが、おおむね5割になると、ほとんど地下を通っていくと、そんなような構造になっているというところでございます。順次ちょっと見ていきますけれども、山梨県境から出てすぐトンネルに入りまして、ずっとトンネルが続くと。ちょっと蛇行してますけれども、野辺山に向かって上り勾配ですと行きまして、野辺山インターの手前で明かり部になります。インターチェンジなんで、地下でインターチェンジを作るわけにいかないの、地表に出ているというところもございます。野辺山インターを過ぎますと、また地下

式になります。ずっと地下式が続きまして、橋梁等になりますけれども、また明かり部になって、海ノロインターになります。またそのインター過ぎましたら、また地下式になりまして、小海インターで明かり部になります。山の裾野を地下式、あるいはかさ上げ式、橋梁等、過ぎまして、最終的に、現在ちょっと薄くピンク色で示してところが八千穂高原インターで供用済みのところですのでけれども、供用済みのインターまでつながる、というようなかたちでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いします。

（有田議長）

説明ありがとうございました。ただいま調査審議第1号について説明がありました。質疑または御意見等、ございますでしょうか。はい。

（宮入委員）

ありがとうございます。宮入ですけども、よろしくお願いいたします。技術的な内容は技術委員会の方で、ということなんで十分承知をしております。これまでの審議会の中で、あくまでも参考の意見で、ということで確か申し上げた記憶があるんですけども、議1-77で、説明会の方ですね、回数開いて大勢の皆さん、参加いただいてるっていう状況はよく分かったんですけども。一方で大きな事業ということなので、できるだけ多くの方々に事業を知っていただいて、御理解いただくことが大事ではないかということで、以前松本の方で、ごめんなさい。大町市の方で、松本糸魚川連絡道路のオープンハウスでしたかの開催をしたり、とかっていうようなちょうどニュースがあった時期だったものですから、そういったオープンハウスのような形式も含めて、さらに幅広く御理解をいただくような場を設けてはいかがでしょうか、というような参考の提案をさせていただいた記憶があるんですけども、今回につきましては、準備書に関する説明会の方が開催されている状況、よく分かりましたが、これ以外にも何か地域の皆さんに御説明される機会とか、設けるような御予定などお考えがあったらお聞かせいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

（事務局：都市・まちづくり課 阿部課長補佐兼まちなみ整備係長）

はい。宮入委員ありがとうございます。令和5年の審議会ですとね、そういった御意見ちょうだいしておるところでございまして、重々承知をしているというところでございます。そのときも同じお答えしてますけれども、丁寧に説明の方はしていくということで、われわれも承知をしておるところでして、今時点でいつ、どのようなかたちでできるかっていうのは持ってございませんけれども、今後検討をしてみたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

（宮入委員）

はい。ありがとうございます。手続き上必要なものはしっかりと対応されている様子は確認できましたので、是非、機会がありましたらそういったことも御配慮いただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

(有田議長)

ほか、いかがですか。

(高瀬委員)

高瀬です。1－19のところで、大気質、粉塵のところ、このN2というところが若干超えるんじゃないかと。それを対策で、散水というふうになっている。それで分かるんですけど。そしてそれを1－70の図のところ、一筆のところ、ちょうどこの場所って、サイクリングコースとか滝沢牧場とかっていう牧場がすぐそばにあるんですけども、この散水によって、たぶん泥水が、泥混じりになるんですかね、ちょっとそこらへんは専門的でないのでよく分かんないですけど、その水がそちらの方に流れていくとかっていうことは、何か影響を与えるっていうことはないんでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課 阿部課長補佐兼まちなみ整備係長)

高瀬委員、どうもありがとうございます。詳細の設計につきましては、これから実施していく、ということでございまして、工事中の濁水処理等につきましては、環境基準とかそういう以前に、地元の方からも心配の声があると思いますので、事業予定者にも、そういった御意見があったということ、共有させていただきたいと思っております。

(高瀬委員)

特に地元からそういう話が出なければ特にいいんですけども。はい。よろしく願います。

(有田議長)

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。そうしましたら、今お二人から出た意見等を適宜反映させていただければと思います。

調査審議第2号 木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画の策定について

(有田議長)

それでは次に調査審議第2号、「木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画の策定について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：建設部都市・まちづくり課 三宅課長補佐)

はい。建設部都市・まちづくり課の三宅隆徳と申します。よろしくお願いします。着座にて失礼いたします。

私からは、木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画の策定について、ということで資料の1について説明をさせていただきます。まず、はじめに、景観計画とは何かというところですけども、景観法第8条に基づきまして、良好な景観の形成を図るため、区域や基本的な方針、行為の制限に関する事項を定めるものでございます。昨年10月30日に長野県景観審議会からいただきました景観育成会計画の改定に係る答申を受けまして、優れた景

観特性を有する木曽地域を景観育成の重点地域の指定に向けて、市町村とも意見交換を交わしながら今検討を進めているところでございます。この木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画の策定に当たりましては、景観法第9条第2項の規定によりまして、景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ都道府県都市計画審議会の意見を聞かなければならない、とされておりますので、本日この場で都市計画審議会にお諮りするということでございます。ちょうど本日からパブリックコメントを実施しております。その後、市町村への意見照会を終えまして最終案を確定させていただきまして、次回の都市計画審議会で改めてお諮りさせていただく予定でございます。本日は、現在の検討案の概要を説明させていただきます。

資料1—1の1ページ目をお願いいたします。計画の策定に当たりまして、木曽地域の概況、それから検討の視点を整理したものでございます。「1 地域の概況」の(1)自然条件ですけれども、御嶽山など3,000m級の山々がそびえておりまして、総面積の90%以上を森林が占める山岳地帯でありまして、木曽川沿いは交通や歴史、文化、それから産業が集積する木曽地域における重要な軸となっているということでございます。(2)の社会条件といたしまして、町村別の人口の割合は、木曽町が4割を占めております。高原や旧中山道の宿場町、それから史跡を主な観光資源としまして、県外や外国人の観光客が多く、歴史や自然特性を生かした観光が盛んであることから、これらの環境資源の保全、これが景観育成においても重要である、というふうに考えております。(3)の歴史・文化的条件でございますが、重要伝統的建造物群保存地区としまして妻籠宿、それから奈良井宿、木曽平沢が選定をされております。現在も宿場町の様相が色濃く残っておりますので、木曽地域の重要な景観要素として考えております。資料の右側になります。重点地域の設定を進める上での視点といたしまして、先ほど木曽地域の概況で整理した木曽川沿いの軸、歴史・文化、それから観光資源、また、それに全県的な問題であります人口減少とか、太陽光パネル等の開発動向、こうしたものを踏まえて検討してまいりました。

資料の2ページ目をお願いいたします。ここからは計画検討案の概要になります。左上の①からになりますけれども、まず名称につきましては、木曽地域の景観特性を反映して、木曽谷・御嶽景観育成重点地域としております。その下の②、指定区域の検討内容になります。まず、区域の検討に当たりまして、(1)主要な路線から木曽地域の一带のどの範囲が視認できるのかというところを、数値標高モデルを用いまして250mごとに視点場を設定いたしまして、合計462地点、こちらから可視領域の解析を行いました。見える範囲がどこだということを行いました。その結果が(2)の第1案となります。この案では、観光地等の重要な目的地となる場所、それからそこへのアクセス路線というものが含まれない、ということから、(3)の例のように、目的地からアクセス路線を対象路線に加えたものが第2案となります。そして、この案に、さらに市町村からの意見等を反映しまして、一番右の第3案が現在の区域案となっております。なお、国定・県立公園の特別地域というのはですね、景観面で一定の保全が図られているということから、今回の重点地域には含まない、というふうに考えております。

続いて資料の左下、③地域区分になりますけれども、地域区分の考え方は、県内ほかに4つの重点地域がございますけれども、ほかの重点地域と同様に、用途地域の指定のある地域、それから主要な道路の沿道、あとは5地域区分の農業地域とそれ以外の地域、という

ことで、4つの区分に考えを分けていることを踏襲しているんですけども、今回、木曽地域の重要な景観要素となる伝建地区ですとか、宿場町、文化財のある地域を歴史・文化地域として独自に加えた計5つの地域区分としております。

続いて資料の3ページ目をご覧ください。先ほどの5つの地域区分の景観特性、それから課題を踏まえまして、地域における景観育成の方針を定めております。それぞれの地域を構成する優れた景観を損なうことがないように、景観育成を進めていくということを定めております。続いて、届出の対象規模になりますけども、こちらを検討するに当たりましては、資料の右上、参考というところに記載をしてありますように、現在のほかの4つの重点地域における届出状況を整理しております。専用户建ての住宅、それから電柱の届出、これちょっと字が小さくて申し訳ありません、青色が戸建住宅、黄緑色が電柱でございます。この専用住宅と電柱、この届出が圧倒的に多いという状況や、専用住宅の延べ床面積、こちらの推移を踏まえまして、資料の左下⑤、届出対象規模と行為を検討いたしました。まず、届出対象規模ですけども、行為の種類①になります。建築物の新築、改築、増築または移転でございます。こちらは平均的な住宅の床面積150㎡、これを超えるものを届出の対象とします。②の建築物の外観変更につきましては、面積200㎡超、それから電気供給施設等の建設は、規格化されている電柱、こちらにつきましては除外をすることによって、木曽地域の建築動向や職員体制に対して適正な届出規模となるというふうに考えております。ほかの項目については、他の重点地域の設定と同じでございます。

最後に右下、⑥の景観育成基準をご覧ください。景観育成基準は他の重点地域における基準をベースとしまして、木曽地域の指定の狙いである、歴史・文化地域の景観保全、それから沿道地域での景観誘導、というために、配置や形態・意匠などに歴史的景観との調和等を求める基準を設けております。歴史・文化地域の基準の抜粋を表として記載しておりますが、赤字の場所ですね、こちらが木曽地域における独自の基準として追加したものとなります。

木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画の策定につきまして、現在の検討案の説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

(有田議長)

ありがとうございました。調査審議第2号について説明がありましたが、質疑又は御意見等ございますか。はい、お願いします。

(下出委員)

ただいま御説明いただき、ありがとうございました。私は、たまたま木曽地域、御嶽山の麓からこういったかたちの中で、委員として出席させていただいております。そういったことと関連してちょっと確認と質問させていただくのですが、ただ今の、木曽地域の重点地域としての説明内容については、よく理解いたしました。そういったところの中で、木曽地域については、歴史的・文化的産業等についても、国道19号線を主として、これは恵まれた地域となっております。そういったところの中で、景観整備を各地域団体でそれぞれやっておるんですが、まず一点については、少子化、あるいは高齢化、そういったところの部分で若干遅れがちになってきていると。それでまたこれに伴って、やっぱり人口

減少とともに、空き家が相当増えてきている。これがやっぱり、景観的にも、道を走って、景観的にもやっぱりあそこの空き家に藤つるがくつついたり、とか、いろいろなことが目についてまいります。そういったところの整備も是非とも目を向けていただきたい。それともう一点については、今年から御嶽山が県立公園から国定公園に指定されました。そういった国定公園に指定されたことにおいて、そういったルートの整備というものも必要不可欠なところも出てくるんじゃないかと。そういったところも重点的に、景観育成をしっかりと進めていただければと、そんなふうに思っておるところでございます。それともう一点については、木曽谷については、袋小路だとか、いろいろ多方にわたっての避難経路等が寸断されてる箇所も多々あります。そういったところについても、できる限り景観育成とともに、そういったところにもまず一点、重点提案として持っていっていただければとそんなふうに願うところでございます。よろしく願いいたします。

（事務局：建設部都市・まちづくり課 三宅課長補佐）

はい。ありがとうございます。まず、はじめに、その景観の整備ですね、少子化高齢化ということで、担い手が少なくなっている、整備が遅れがちだというお話、それから空き家が増加しているというお話、どちらも木曽に限らずではあるんですけども、全県的な問題ではあるんですけども、県の方としても、課題というふうに認識をしております。今回はこれ、木曽地域の景観育成計画重点地域を指定という話なんですけども、令和5年から、もっとその全体的な県の景観計画の見直しをしております、実は、近々、今年度中には、景観ビジョンというかたちで、県、それから景観行政団体を含めた全県的な方針ということで、景観ビジョンを定める予定でございます。その中に、担い手が減ってきていること、それから空き家の増加、これに対して、例えば、木曽地域であれば、木曽地域広域景観協議会というものをまず設置しまして、地域の特性に応じた施策、県と市町村が連携した施策についても検討していく、というようなことをビジョンの方に記載をさせていただいているところでございます。ビジョン策定後、年内には、木曽地域においても、その協議会というものを、立ち上げを予定しておりますので、また引き続きその場で検討させていただければというふうに思っております。それから、御嶽山が国定公園になったので、そこに行くルートについても考えていただきたいというお話ですが、先ほどちょっと景観計画の区域の説明をさせていただきました。基本的には、国道19号、256号、361号、この3路線を基本的には景観の軸として、重点地域の設定をしたんですけども、そこに含まれない、先ほどの御嶽山もそうですし、いろんな名勝ですね、目的地となりうるような名勝が木曽地域にたくさんあるものですから、そこへのアクセス路線というものも可視領域として設定をしまして、対象路線に加えて、エリアを設定してきたということでございます。それから、避難経路が寸断されるというお話につきましては、ちょっと景観の方からどれだけできるかっていうのはちょっとあれですけども、関係する部局にきちんと情報をお伝えして、景観の面でも連携して対応していければいいかなというふうに考えておりますので、よろしく願いします。

（下出委員）

もう一点だけいいですか。ちょっと言い忘れたんですが、最近、木曽谷にはインバウン

ドの関係が相当入ってきております。それと一点、旧国道あたりを通りますと、電柱がすごく邪魔しておるんですね。だから、交通麻痺状態にもなりかねない部分もあります。木曽谷に入って見ていただければわかるんですが、狭いところに電柱が立っているということで、そういったところの部分の景観的な部分も、育成的な部分でも捉えていただければと考えます。お願いします。

（事務局：建設部都市・まちづくり課 三宅課長補佐）

はい。ありがとうございます。まず、そもそも電柱の景観的な配慮ということにつきましては、そのビジョンの中でも、実は言及しているんですけども、きちんと電力事業者さんと県の方とで、協定なり、そうしたものをちょっと締結をさせていただいて、そうしたかたちで整備するものについては、届出から除外する、というようなことを考えております。その中でどういうかたちができるのかというのを詰めてまいりたいというふうに思います。それから、確かに景観的な部分で、電柱って結構目につくところではございますので、そこはすいません、電力事業者さん、それから道路管理者さんとかと、ちょっと調整をしながら、どんなかたちで対応できるのか検討してまいりたい、というふうに思います。

（有田議長）

よろしいですか。ほかの方、いかがでしょうか。お願いします。

（宮下委員）

議会代表の宮下でございます。色についてなんですけれども、資料の2—3に、けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調として、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色彩とすること、ということで、基準ですか、育成基準ということで示されてるんですけど、これどのくらいの強制力があるものか。木曽でも、今までこげ茶色を基調とした標識とか、いろいろ工夫されてやっていただけていると思いますけれども、この新しい基準とかいうのは、どういう強制力があるか。

（事務局：建設部都市・まちづくり課 三宅課長補佐）

はい。ありがとうございます。実はこれ、景観法の制度内容としましては、対象の行為をするときに届出をしない、ということになっております。あくまでも届出事項ですので、それを届けていただいた我々は、この基準に沿って審査をしまして、適切であれば大丈夫ですよ、と。ちょっと直していただかなきゃいけない部分があるなということであれば、指導というかたちですることはできるんですけども、実は、それは強制力というのは持っていないというような状況でございます。ただ、あまりにも、景観に与える影響が大きいと、基準に合わなくて与える影響が大きいということになれば、その届出に対する指導のもう一歩先に、勧告、それから勧告した旨の公表、という制度がございます。そこまでする場合には、事業者さんとなれば、公表されちゃうものですから、そうならないようなかたちに対応いただけるのかなとは思いますが、あくまでもそれは強制力がないものになりますので、事業者さんの自主的な対応というふうにはなります。

(宮下委員)

はい。分かりました。ありがとうございます。

(細田委員)

細田と申します。よろしくお願いします。ちょっと質問が基本的なことになりますが、まず、最初に、届出の大半が専用住宅が多いということで、最近の平均の面積をとらまえて、150 m²超えになるものから申請と、届出というふうに整理したいという御説明だったんですけれども、比較的、住宅っていうのがこの景観には影響を及ぼさない、という判断があったから150 m²超えというふうに基準置かれてるのかなと思うんですけれども、その根拠といいますか、結構専用住宅ってそれぞれ皆さん好きに建てられる。比較的、東京や神奈川なんかでは、そちらの、色彩の方が意外と大きな影響を与えたり、群になると意外と目立ったりということもあるので、そういったところも少し基準を設けるようなところも、さらにみられるんですけれども、専用住宅は影響はないと判断された、その心というか、そのへん、ちょっと教えていただきたいのと、あと先ほども御質問ありましたが、電柱に関して、規格化された電柱を除く、というのは、いわゆるそのコンクリート柱みたいなものをおっしゃってるのかなと思うんですけれども、ほかの委員からも御指摘あったとおり、非常に実は影響があるんじゃないかなと。むしろコンクリート柱と規格化されたもので影響があるからこそ、特別に色彩を配慮する電柱を立てるようなところもありますので、そのあたり、規格化されたものを除くとした、影響をしないと考えられたその心もあわせて教えていただければと思います。

(事務局：建設部都市・まちづくり課 三宅課長補佐)

はい。ありがとうございます。まず、その150 m²、通常の一般の住宅が景観に影響がないという判断ということですが、当然これ、今までも、県の重点地域ではない、一般地域として、景観の届出というものはなされている状況でございます。ただ、一般の地域ですので、建築面積が1000 m²以上ということで、ほとんど住宅では出てこないような規模になっています。そうした中で、今、市町村の皆さんと意見交換をしていく中で、件数はそんなに、住宅、木曽地域、そんなに建築動向が活発でないところでもあるので、件数がそんなに多くないということと、あと今までですね、その届出が何もないような状態で、一般の住宅に関しては特段の、その大きな影響を与えるようなものっていうのはできてきていないという、これまでの動向から、ちょっと市町村の皆さんと判断をしまして、一般の住宅程度のものであれば、それは届出しなくてもいいかなというところで、実は我々、市町村も含めたマンパワーというところもありますので、ちょっとそこはそこで線を引かせていただいた、ということでございます。それから、電柱の話ですけども、ちょっとこれがですね、正直、電柱いっぱい出てきて、出てくるんですけど、コンクリート柱が出てくるんですね。正直言いますと、そこでどれだけの届出に対する助言をしたとしてもですね、そう大きくは変わってないのが実際今までの状況です。実はこれ、先進的にやられて協定を結んでやられている、滋賀県の事例がございまして、そこで、協定の中で、例えば、色彩の話ですとか、そうしたものをどこまで盛り込めるかはこれから調整ですけども、そういうことが、あらかじめ協定で結べて、それに配慮した、それに沿ったかたちで整備

がされるものについては、届出というものはいらない、ということでやっていきたいなというふうに思っております。どのような配慮までがその協定の中に盛り込めるかというのは、これから中電さんなりと、景観を検討しているところでございますので、なるべくそこについてもですね、配慮いただけるようなかたちで協定を結んでいきたいというふうに考えております。

（有田議長）

ほかはいかがでしょうか。お願いします。

（田川委員）

田川です。よろしくお願いいたします。今、御説明いただきまして、景観、非常に重要なことなんですけれども、やっぱり一番守っていくために必要なのが住民の皆さんの意識が高くなるということじゃないかなと思ひまして、できるだけ多くの住民の皆様の御意見も伺えるような場を設けていただければなと思ひてます。なかなか回覧板とかで回ってきても見ないで回しちゃったり、ですとか、決まってから、ああ、そうだったんだ、っていうふうになるケースも多いんですけれども、できるだけ意見をたくさん吸い上げて、住民の皆さんがこういった景観を残したい、維持していきたいというふうに思っただけのような計画になる、ということが大事なんじゃないかなと思ひてます。それと、景観さえ守ればいいというわけではなくて、その景観にあわせた事業ですとか、今リノベーションで事業を始める方も多いんですけれども、そういった使いやすさといいますか、あまりにも景観の文言とかを厳しくしていっちゃって、使い勝手が非常に悪いようなものになってしまうと、せっかく景観を維持できているのに、そこには何も生まれてない、ただ景色がいいだけっていうことでは、地域の活性化にならないような気がしますので、そのあたりも含めてご検討いただければと思ひます。以上です。

（事務局：建設部都市・まちづくり課 三宅課長補佐）

はい。ありがとうございます。住民の意識啓発というのは、非常にわれわれも重要だと思っております。今日からちょうどパブコメもやりますけれども、なかなかそのパブコメでどれだけ意見をいただけるかというところもありますので、いろんな機会を捉えて周知をしまいたいというふうに思っております。また、先ほど、ちょっと景観ビジョンというお話をさせていただいて、景観協議会という、木曽地域の景観協議会を市町村と県とで構成をする協議会を立ち上げる予定でございます。その中で、当然住民への意識啓発というものも、その地域ごとに、何かその対策なりを考えて、施策として実行してまいれるように、市町村の皆さんと調整をしまいたいというふうに思っております。それから、景観に配慮したということで、確かにそうですね。景観って外から見るとはすごくいいんですけど、なかなかそこに住まれている方にとっては、言葉はあんまり良くないですけど、変な足かせになっちゃってるようなところもありますので。ただ、そのビジョンの中にも、なぜそこで事業ができていいのか、そこにお客さんが来るのはなぜなのか。それってやっぱり木曽地域においては、そうした歴史文化ですとか周辺を含めた景観を含めた、そうした環境が、ビジネスとして、お客さんとしてのニーズってのはあるものですから、きちん

とそこを理解をいただいた上でですね、当然、厳しすぎる規制にはならないように、うまくバランスをとりながら基準として定めてまいりたいというふうに考えております。

(有田議長)

そのほかはいかがでしょう。はい、お願いします。

(宮入委員)

宮入ですけれども、よろしくお願いします。ちょっと確認も含めてなんですけれども、今回の景観育成重点地域の範囲についてなんですけど、今の議2-2の資料の左の下の方見ると、景観育成重点地域の地域区分という図があるんですけども、この図で着色されているところが全て対象となる地域なんですか、っていうのが、確認したいポイントになります。というのは、景観の軸とかの説明は結構よく詳しく述べていただいているなって感じなんですけれども、面として広がってる部分ですね、こういったところがどのように扱われるのか、具体的に言うと山麓・田園とか、山地・高原地域とか、こちらの方は結構、地域っていうかたちで広い範囲が対象になってくると思うんですけども、こういったところも今のような届出の対象としてお考えになっていくのかどうか、そこらへんを確認したい、と思いました。お願いします。

(事務局：建設部都市・まちづくり課 三宅課長補佐)

はい。ありがとうございます。宮入先生おっしゃるように、資料2-2になりますが、その一番下、③の景観育成重点地域の地域区分というところに、この木曽のエリアの絵、ありますけれども、ここの色がついているところ、ここが今回の重点地域の設定の区域になります。その中で市街地地域とか、歴史・文化地域に色分けしてあるのが、その地区ごとの、区分分けでございます。先ほど、景観計画区域の設定のところでもちょっとお話をしましたけれども、国道の3路線ですとか、目的地となる場所へのアクセス路線、こうしたものから見える範囲を指定する、というところの趣旨でございまして、この歴史・文化地域につきましても、伝建地区、それから宿場町、こうしたところから、見える範囲を歴史・文化地域ということで色分けをしました。あとの市街地地域につきましても、用途地域の指定がある場所ですし、沿道地域については、路線の沿道30m、それから、山麓・田園地域につきましても、この中での5地域区分の農業地域と山地・高原地域とそれ以外ということで、地区の区分分けをしたというところでございます。よろしくお願いします。

(宮入委員)

はい。そうすると、山地・高原地域っていうのは、基本的には、目的地へのアクセス道路とか、そういった市街地とは関係なく、全体、というふうに理解していいのかなんですけど、具体的な話をするとですね。そうすると、今、育成計画の中で、例えば、届出とかそういったものが、やはり都市計画とかこういったサイドの方が中心になってくるんですけども、本地域は一番最初にもあるように、森林が90%以上を占めているっていうことがあったりすると、やっぱりその森林地域について、例えば、森林法の開発行為とかですね、そういったものまで踏み込む必要があるのか、部局との連携とか役割分担の話にな

と思うんですけれども、そのあたりのところがどのように仕分けされていくのかなというのがちょっと見えにくかったものですから。お願いします。

（事務局：建設部都市・まちづくり課 三宅課長補佐）

はい、分かりました。まず、この色を塗っている部分が重点地域となりますので、この色が塗られている範囲につきましては、先ほどの届出対象行為で説明をしましたが、行為については全て届出の対象になるということでございます。例えば、先ほど例で挙げさせていただきましてけれども、森林地域の、例えば林地開発行為みたいなものも、土地の区画形質の変更ということで、景観の届出も対象になってまいります。林地開発の許可で指導ができるかということ、たぶんそこは観点が若干異なるので、そこを許可の要件っていうのはできないとは思いますが、許可は許可、景観の届出は景観の届出で、当然同じ県ですので、連携して取り組んでまいりたいというふうには考えております。

（宮入委員）

一つだけ提案になりますが、2－3の左下、⑤のところに、届出対象施設行為という感じで、ここで分けられて、それぞれごとの区分と要件みたいなのを書かれていると、すごく分かりやすいんですけど、逆に言うとこれで終わりかなって感じがしてしまって、今御説明にあったように、やはり今の森林区域、森林関係ですとか、田園とか、関連する法令とか届出とか、そういったものとうまくリンクするっていう部分でより効果を高めていくっていう部分のところが若干、今、分かりやすい資料だっただけに、読み取れなかったものですから、是非、一般向けに、こういったものを公表したり、公開する際に、そういった部局の連携、あるいは他のこういった手続きとの連携っていったところも是非言及して、分かりやすくしていただけるとありがたいなとそんなふうに思いました。ありがとうございます。よろしくお願いします。

（事務局：建設部都市・まちづくり課 三宅課長補佐）

ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり、一般の方に御説明するには、確かに他法令との話も当然含めた方がいいなと思いますので、ちょっと今後の資料の作り方について整理してまいりたいと思います。

（有田議長）

そのほかはいかがですか。はい、どうぞ。

（池森委員）

御説明ありがとうございます。池森です。3ページ目のところなんですけれども、太陽光パネルが、やはり景観についてはこれからどうしていったらいいのかっていうことが一つ問題になっているっていうところの中で、この行為の左下の、行為の種類の中で、この5番目の太陽光発電施設については20㎡ということになってるんですけれども、この建築の方に、建築の屋根につける太陽光パネルを想定したときに、この一番の床面積が150㎡以下であっても20㎡、平屋だったりすると、太陽光パネルが多く設置できる場合が出て

くと思っていますんですが、例えば、この一番の建物のところに、一定の、何ですかね、太陽光パネルの基準も設けて指定していった方がいいんじゃないかなというふうにちょっと思ってます。っていうのが、こちらの右のところには、基本的には切妻屋根ということを経験にしてもらってというふうにはなっているんですけども、あくまでもお願いベースということで、例えば、片流れでより多く太陽光パネルの載せた形態だとか、緩勾配ではなくて急勾配みたいなケースも出てくるかと思うので、そのへん太陽光パネルについて、もう少し基準というか、人の目が届くようなかたちにして、景観に配慮していただくようなことができないかと思いました。以上です。

（事務局：建設部都市・まちづくり課 三宅課長補佐）

はい。ありがとうございます。確かに、住宅の屋根に載せるような太陽光パネルについては、気になる角度で設置されると、気になる部分もあろうかと思えますけれども、かたや再生可能エネルギーの推進をしている県の立場もあって、なかなかそのバランスって難しいなと思っております。一番、太陽光パネルとして対象にしたいのは、やっぱり野立ての太陽光パネルですね。そこについて、主に意図して⑤の記載をさせていただいてるんですけども、確かに池森先生おっしゃるように、住宅の屋根にのつけるような場合も、少し、どのような記載ができるか、市町村と調整してまいりたいと思います。ありがとうございます。

（有田議長）

よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっと私からも、基本的な内容で恐縮なんですけどお尋ねしたいんですけども。大変重要な取り組みをされているなというふうに理解しておりますが、この基本的な内容で恐縮なんですけれども、この景観育成基準は、先ほど届出勧告の仕組みであるというふうに理解したところですが、そもそもそういったことであります。先ほどインバウンドが増えているというような御指摘がありましたけれども、私の個人的感想で恐縮ですけど、インバウンドの方も、わざわざ、ものすごく時間をかけてここまで、そこまで行くだけの価値があると思われているということで、それほど、大都市と比べればそんなアクセスが良い場所でもないようなところで、そうやって皆さん、遠隔地から再来するだけの価値があるってということだと思うんですけど、それを維持するということで、この育成基準があるわけなんですけれども、ここに書いてありますけど、みんなある種、努力目標である、ということと、もう一つ、規定の性質上ですね、何かそれぞれの建築というか敷地ごとに似たような配慮をするのかどうかっていうのは分かりにくいというか、非常に、特定のロケーションによって、背景の山並みの見え方の状況が、こちらとこちらでだいぶ違って、プロジェクトごとに配慮しなきゃいけない度合いというか、必要な努力の具合がだいぶばらつきがある可能性があるような基準だろうと思いますので、そういう意味でいうと、皆さん共通感覚がおりであればいいんですが、実際、知らない者にとっては、どのぐらい努力する必要があるものなのか、あるいは、この程度だったら大丈夫だとか、これは絶対駄目だよっていう、そのあたりの相場感について、どれだけ事前の予見性があるのかっていうところが、私が外からの人間ですと、平均的な、同じような質の敷地がこう並んでいれば、

似たようなものだ、ということかもしれないんですけども、すごい、長距離の、眺望的な景観も含めて、調査対象、審査対象だとすると、ちょっとしたロケーションもずれてない、違うんじゃないかと、そういうことも感じられますので、そういう何か審査とか、指導、勧告を与える場合の、ある種の事前予見性というか、ガイドライン的なものっていうのは、事前に示す予定なのか、それともいろいろ事例を積み重ねていきながら、こういう場合はこういうふうに修正をお願いしました、みたいなことを情報開示されるのか、どういうふうに運用されるのかな、という、工夫について御紹介があればお伺いしたいと思います。

（事務局：建設部都市・まちづくり課 三宅課長補佐）

はい。ありがとうございます。なかなか痛いところを御質問いただいたなと思ってるんですけど。確かに、その事前明示性って、例えば、一番分かりやすいのは、高さは何mまでにしなさいとか、数字は、この数字以下のものを使いなさいとかって、その数字で定量的に判断できる基準を、確かにこの基準に書き込めればそれが一番分かりやすいとは思いますが、会長がおっしゃるように、ちょっとその場所によって、ロケーションによって多少状況も違うところもありますし、逆に、その数値を示すことで、その数値さえクリアすれば、あと何でもいいんだねって、逆の取られ方もされてしまうようなところもあるので、こういうようなかたちの、先ほどちょっと、けばけばしいとか、程度の差がちょっと確かに、裁量の余地があるような書き方にはなっております。ただ、確かに、設計される方とか住民の方に、どの程度のものがいいのかっていうのはですね、ちょっと今すぐにガイドライン的なものを用意するってのは、難しではありますけども、何かしらちょっとですね、事例を重ねていく中で、ある程度こう見えてくるのかなという部分もありますので、ちょっとそのへんは設計される方とかも含めて、ガイドラインの作成、ガイドライン的なものを、ちょっと検討してまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

（有田議長）

はい。ほか、よろしいでしょうか。この点については、だいたい皆さんから質問をいただきましたので、御反映いただきたくしたいと思います。

調査審議第3号 浅間山麓景観育成重点地域景観計画の変更について

それでは次に、調査審議第3号、「浅間山麓景観育成重点地域景観計画の変更について」、事務局から御説明をお願いします。

（事務局：建設部都市・まちづくり課 三宅課長補佐）

はい。引き続きまして、私三宅の方から説明をさせていただきます。

資料の1、浅間山麓景観育成重点地域景観計画の変更についてでございます。まず、はじめに、変更の理由になりますけども、こちらにつきましては、現在、御代田町が景観行政団体への移行、それから御代田町景観計画の発効に向けた準備を進めているところでございます。浅間山麓景観育成重点地域景観計画は、今既にある計画ですけども、御代田町、

それから軽井沢町、それと東御市の各一部を対象としているところでございますが、御代田町の景観行政団体への移行、景観計画の発効、これに伴いまして、県の定めた、この景観計画の区域から御代田町を除外するという変更を行う、というものでございます。2の今後の変更に向けた手続きにつきましては、スケジュールの囲みをご覧ください。今年7月に御代田町から景観行政団体への移行に向けた協議書、これを提出いただいた後に、関係市町村への意見照会、それからパブリックコメント等、所要の手続きを進めまして、次回の都市計画審議会にて意見聴取と、それから10月に景観審議会、こちらへの諮問を経まして、12月に御代田町が景観行政団体へ移行、景観計画の変更は、R9年4月、こちらに発効予定というふうになります。

次の2ページ目をご覧ください。御代田町の景観計画素案の概要、それから地域区分、景観法に基づく届出対象行為の比較を記載しております。事前に御代田町の景観計画の内容を確認させていただいた結果、現在の県の浅間山麓景観育成重点地域景観計画、これが地域区分にも反映されているということですとか、届出対象行為につきましても、県の現行制度と同等以上であるということで認められますので、現時点では、当該景観育成重点地域景観計画の変更に特段の支障はないものというふうに確認しております。今後、正式に協議書を受理いたしまして、所要の手続きを経ながら、県の景観計画への変更に向けた手続きを進めてまいります。

浅間山麓景観育成重点地域景観計画の変更について、説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

(有田議長)

はい。ただ今の御説明に対しまして、質問または御意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

すいません。私から。今、人口増加傾向ということで、人口増加傾向の主な社会経済的な背景、これは、隣接の軽井沢との関係、と理解してよろしいのでしょうか。

(事務局：建設部都市・まちづくり課 三宅課長補佐)

オフィシャルに回答していいのかはちょっと、はばかれるところはあるんですけど、おそらく、軽井沢から少しずつにじみ出しの開発が行われているというふうに認識をしております。

(有田議長)

よろしいでしょうか。どうぞ。

(藤井委員)

藤井と申します。ありがとうございます。すいません、議3-2のところで、先ほどの説明だと、御代田町の景観計画素案では、長野県の計画より厳しいところもあるので除外で問題ないのではないかと、というお話でしたけれども、プラント類貯蔵施設等の新設・改築等につきましては、面積については重点地域と同等程度のあれになってますけれども、高さについては、御代田町の景観素案では特に特段言及がないというところですけども、

これについては、高さの問題は、注視とか、その点はいいだろうという御判断は何か理由がありますでしょうか。

（事務局：建設部都市・まちづくり課 三宅課長補佐）

はい。ありがとうございます。確かに、ちょっとおっしゃるとおりですね、高さの部分については御代田町の景観計画の中では、言ってみれば無制限になってるというところがあります。築造面積が 20 ㎡を超えるようなもので、高さがそれほど高いものがどれだけあるかっていうものは、現実的にあるかというのはちょっと考えるところがありますけども、そこについては、御代田町さんと調整をさせていただいて、対象とする必要がないという整理であれば、このままでいきますし、少し対象とすべきだなということであれば、高さの関係も対象に加えるようなかたちで、御代田町と調整をさせていただければと思います。

（藤井委員）

ありがとうございます。

（有田議長）

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今の御指摘を踏まえて、反映していただければと思います。

（４） その他 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

続いて議事の（４）その他に移りたいと思います。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、説明をお願いいたします。

（事務局：都市・まちづくり課 宮崎企画幹兼都市計画係長）

都市まちづくり課の宮崎と申します。よろしくお願いいたします。それでは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、説明いたします。着座にて失礼いたします。その他資料 1 ページ、A 3 判の資料をご覧ください。タブレットにも同様のものを映しますので、併せてご覧ください。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更になります。（１）変更する必要がありますが、松本、長野圏域における都市計画区域マスタープラン及び区域区分が平成 27 年を基準年とし、市街化区域の規模や都市施設整備開発事業の整備の目標が基準年の 10 年後である令和 7 年を迎え、近年の都市の状況を反映するために変更を行うものです。続いて（２）都市計画区域マスタープランの見直しの方針ですが、まず、はじめに、他圏域でも実施した長野県の都市計画体系の見直しの背景から御説明します。資料の図には、長野県の都市計画の体系をお示しておりますが、本県におきましては、広大な県土を持つことから、持続的な発展をするためには、都市と農村、山村が共生し合うことが必要と考え、長期的視野に立ち、県土または圏域全体を見据え、生活の場としての都市圏全体の都市づくりに関する理念や目標像を示した長野県都市計画ビジョンと圏域マスタープランを任意計画とし、都市計画区域マスタープランの上位計画として定めました。一方、都市計画区域マスタープランに

については、それらの理念や目標像を踏まえ、都市計画区域における都市計画の目標や土地利用など、主要な都市計画の決定の方針を示す法定計画となっていますが、実態の県民生活や行動圏域からすると狭い区域であり、市町村マスタープランと内容が重なる部分も多い状況です。また、県都市計画ビジョンにつきましては、20年後を見据えて、平成16年に策定しましたが、策定後10年以上が経過する中で、都市づくりに大きな影響を及ぼす市町村合併の進展や、東日本大震災などの事象や、世界共通の持続可能な開発目標SDGsなどを踏まえて、平成31年に改定を行っております。本ビジョンが目標に掲げる圏域や、圏域間のより広域的な連携による都市づくりが、県としましても必要と考えており、このためには、県民の実質的な生活圏を法定計画に定める必要があること、また、国の技術的助言である都市計画運用指針においても、県が広域的課題の整備、調整を強化する上で、複数の都市計画区域で広域マスタープランを策定し、共通する部分と、各都市計画区域のみに関する部分を区分した構成とすることができる方向性も示されていることから、今回、都市計画ビジョンの方針を踏まえ、既計画である圏域マスタープランの理念や将来像を継承し、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランとする方針としました。左下の図には、現在の都市計画区域マスタープランの圏域化の状況を示しておりますが、長野県内には39区域の都市計画マスタープランと10圏域の非法定の圏域マスタープランで構成されておりましたが、線引き都市計画区域である、松本、長野圏域を除く8圏域は、令和5年5月に都市計画区域マスタープランの圏域化を実施しております。今回の変更では、左の図に太線で囲っております10区域を、松本、長野の2圏域に都市計画区域マスタープランとしてまとめる方針としております。

資料の(3)、計画書の構成、及び(4)主な変更内容、をご覧ください。こちらにつきましては、現在、各圏域市町と調整中のため、現時点での方向性をお示しします。なお、これは既に決定されている8圏域と同様の構成となります。(4)の1、都市計画の目標ですが、都市づくりの基本理念や目標は、上位である既定の圏域マスタープランに掲げる理念を尊重し、都市計画区域外も含めた記載とすることを検討し、住民の実態的な生活圏を考慮した、圏域全体としての目標となるよう調整中です。今回の変更における基準年は令和2年とし、都市計画の範囲や都市施設の目標年次は、おおむね10年後の令和12年といたします。圏域構造と地域ごとの市街地像では、駅や役場からの徒歩圏をもとに、圏域拠点や地域拠点を設定するとともに、圏域内を結ぶ広域の交通を担う広域交流軸をベースに、それを補完し、圏域内の交通を担う地域連携軸を検討しています。圏域構造は、拠点軸と商業業務系など、各ゾーンによる土地利用構成で形成し、圏域構造の実現に向けた都市づくりを進めるものとしております。

続いて、2の区域区分の決定の有無と方針については、各都市計画区域について、地域特性を考慮した区域区分の検討を行い、区域区分の決定のみを判断する予定です。3の主要な都市計画の決定の方針については、都市づくりの基本理念や目標に基づきながら、おおむね10年以内に整備する施設等を記載する予定です。県として俯瞰した圏域全体の方針を定め、その後段に、各区域の特性が反映できるように、区域ごとの記載といたします。土地利用については、計画的な都市的土地利用として、人口減少下でのコンパクトシティ、災害防止の観点からも、頻発、激甚化する河川の洪水等による水害に対する安全を確保するため、災害ハザードを考慮した上での土地利用となる旨の内容を検討しております。都

市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針は、交通施設、下水道や河川、その他施設に区分し、河川においては、流域治水による事前防災についても記載するように検討します。自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針については、都市内で必要とされる緑地の確保に向けた方針を定めており、グリーンインフラを活用する取り組みの推進や、景観系統の配置方針として、広域的な視点を持ち、地域性豊かな自然景観の育成保全に努める旨の記載を検討します。

以上、計画書の構成の御説明となりますが、圏域での共通の目標を設定しながら、各市町の特性などを踏まえた記載を検討してまいります。

最後に、（５）の変更に向けたスケジュールについて説明いたします。資料に記載のとおりですが、現在は区域の圏域化についての関係機関との調整を進めており、おおむねの内容が固まり次第、調査審議として御審議いただく予定としております。その後は、都市計画原案の公聴会を経て、案の公告・縦覧、市町村への意見聴取を行い、年度内に都市計画審議会へ付議する予定としております。説明は以上となります。

（有田議長）

御説明、ありがとうございました。ただ今の御説明につきまして、質問、御意見等ありましたらお願いいたします。はい、お願いします。

（宮下委員）

宮下でございます。長野地区と松本地区について、年度内に進めていくということだと思いますけれども、現在、新田副知事のもとで建設部を中心にまとめているグランドデザイン、それについても、コンパクトシティとか人口減少化で縮小している県土づくりについてまとめていると思うんですが、それと、そのグランドデザインとの関係っていうことはどうなるのでしょうか。

（事務局：都市・まちづくり課 宮崎企画幹兼都市計画係長）

はい。今現在、県の方で進めておりますグランドデザインとの関係ということなんですけれども、まだグランドデザインも今、検討段階でございまして、ちょっと全体像といいますか、見えないところもございしますが、今回、私どもで検討しておりますマスタープランにつきましては、都市計画法に基づくものでございまして、そのグランドデザインの方とも、お互い、調整といいますか、どのような内容かというのは意見交換をしながらですね、進めていければなというふうに思っております。

（宮下委員）

はい、ありがとうございます。重なる部分が当然あると思いますので、是非そのへんは、詳細に連携をとりながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（事務局：都市・まちづくり課 宮崎企画幹兼都市計画係長）

はい。ありがとうございます。

(有田議長)

そのほかいかがでしょうか。すいません、私からもよろしいでしょうか。今、御質問がございました、県全体のグランドデザインでございますが、そちらで設定されている目標年次と、今回のこの都市計画区域関係の目標年次っていうのは、ずれているのでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課 宮崎企画幹兼都市計画係長)

グランドデザインは他部署で検討しておりますが、目標年次については、まだ分かりかねるところが正直なところです。

(有田議長)

そうしますと今、この下に、圏域マスタープラン、こちらの変更スケジュールは、この都市計画部局、こういうスケジュール感で今書いてあるんですけども、現実には、そのグランドデザインの検討のスケジュールとオーバーラップする中で、相互調整の関係でそれが影響があるという理解でよろしいですか。

(事務局：都市・まちづくり課 宮崎企画幹兼都市計画係長)

はい。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてはこのスケジュールに則っていきたいと思っています。

(有田議長)

よろしいですか。本質的にもし関連があるのであれば、むしろ、それぞれ勝手に、というのではなくて、是非、整合性あるように調整していただいた方がよろしいのではないかと、思いました。

(事務局：都市・まちづくり課 宮崎企画幹兼都市計画係長)

私どもでもですね、グランドデザインの方から意見照会というか、そのようなこともあると思いますので、調整していきたいと思っております。

(有田議長)

ほか、よろしいですか。

もう一つだけよろしいでしょうか。もうこの圏域化の話は以前からだいぶちょっと進められてきているかと思しますので、皆さんはもうよく御存知のことかもしれませんが、ちょっと私の方からまた、改めて基本的なことを伺って恐縮なんですけど、個々の都市計画マスタープランの区域を圏域にまとめるっていうことで、まとめてもまとめなくても同じっていうことはないっていうか、まとめるからこそ、新たに計画内容を規定とか変更できるっていうところがあるっていうことだと思うんですけど、それが例えば、この今回赤字でお示しいただいている、例えば、流水治水であったり、グリーンインフラだったり、そういう内容があるとか、あるいは、圏域化を進める中で、今まで、区域マスタープランに書いてあったから、ただ、つけるんじゃないくて、新たに、今回新たに御検討いただく内容があるというふうに理解してよろしいでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課 宮崎企画幹兼都市計画係長)

はい。今までの都市計画区域のマスタープランを圏域化するというのが基本にはなると思うんですけども、そこの(3)の都市計画書の構成というところにもあるんですが、当然、今までのマスタープランに記載しておりました、都市計画区域外も含めるようなことはですね、検討していきたいというふうに思っております。

(有田議長)

はい。ほかはよろしいでしょうか。

(細田委員)

委員長の御指摘も踏まえてなんですけれども、基準年を令和2年ということで、おおむね10年令和12年っていうことなんですけれども、先ほどその圏域化することによって、新たに取り組むことも含めて、やるんだとすると、残された時間はあと4年ぐらいしかない。比較的、この赤字で書いてあることってというのは、非常にやるのが、ハードルもありますし、かなり難易度もあるかなと思いつつも、この4年、あと4年、もしくはこの手続きがあと1年、今年度中に終わるのかどうかちょっと分かりませんが、その後どんどん時間が狭まっていく中、このおおむね10年後の成果として上げられる、という判断をどこまでされているのかなっていうのをちょっと教えていただければと思います。

(事務局：都市・まちづくり課 宮崎企画幹兼都市計画係長)

成果ということなんですけれども、整備目標の中には、その期間内に達成できるように、いろんな施設ですとか、そういったものを記載する予定でございます。道路でしたり河川でしたり、そういった着手箇所といいますか、そういうのは記載を具体的にはしていきたいなというふうに思っております。

(細田委員)

おそらく、県が作られることマスタープランに沿って、市町村が独自の計画をつくって実行していくという流れになっていくと思うんですけども、やはり2年の、時間がやはりない中で成果を上げるというのは市町村側からも非常に負担になりますし、そこを本当に令和12年で、いったんこのマスタープランを組むのであれば、もう少し、しっかり目標っていうものを県としても持っていただいた方がいいんじゃないかなというふうにちょっと個人的には思うところです。よろしくお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 宮崎企画幹兼都市計画係長)

はい、ありがとうございます。

(有田議長)

はい、ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、今、御指摘の出た点を踏まえて、ご報告いただければと思います。

そうしましたら、以上を持ちまして本日予定いただいた議事は終了となりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

そうしましたら、以上で議事を終了いたします。

3 その他

（事務局：都市・まちづくり課 馬場企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

本日は長時間にわたり慎重審議いただきましてありがとうございました。

次回の開催日は8月下旬を予定しております。また、ご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

4 閉会

（事務局：都市・まちづくり課 馬場企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

それでは、以上をもちまして、第226回長野県都市計画審議会を閉会させていただきます。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。